

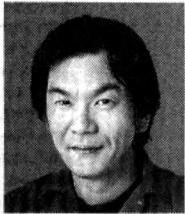
# 土曜評論

ジャーナリスト 烏賀陽 弘道

米国カリフォルニア州で、こんな民事訴訟を取材した。山間部にある小さな集落の上水道源そばで、金の露天掘り工事が始まつた。水質の悪化を心

配した住民が反対運動を組織して、地元自治体に苦情を申し立てたら、採掘会社が住民を相手取つて100万ドル（約8200万円）の損害賠償請求訴訟を起こした。住民側がホームペジに現場写真を掲載したのが「私有地への不法侵入」「企業秘密の漏えい」に当たるというのだ。

住民側は、合衆国憲法で保障された言論の自由を侵害する「公共問題への市民参加に対する



うがや・ひろみち 63年  
京都府生まれ。朝日新聞記者を経てフリー。雑誌に掲載されたコメントをめぐり、音楽市場調査会社オリコンから提訴され、スラップについて研究するようにな。著書に「Jポップとは何か」など。

## 「口封じ訴訟」問題

る戦略訴訟（SLAPP=スラップ）」として、反スラップ州法に基づき却下を求めた。半年後、裁判所は提訴を却下して裁判は終結。同法の規定によって、住民側の弁護士費用も会社側が支払うことになり、同社は採掘工事から撤退した。

批判や反対など、都合の悪い公的な意見表明を妨害するスラップを私は日本語では仮に「口封じ訴訟」と呼んでいる。スラップは1980年代に米国で社会問題化し始めた。いつたん提

訴されると、被告は弁護士費用、法廷準備のための時間やエネルギーの消耗、収入減、精神の疲弊といった「裁判コスト」を強制される。それを恐れて、批判者は口をつぐむようになる。

90年代初めから、反スラップ州法の制定が広まつた。2010年現在、米国では過半数の27州に反スラップ法がある。全州に効力が及ぶ反スラップ連邦法案も下院に提出され審議中だ。

全米最大の人口を持つカリフォルニア州法の場合、提訴された段階で、被告は「この訴訟はスラップだ」と裁判所に申し立てることができる。実質審理はその段階で止まり、認められれば3~6ヶ月で却下される。両方の弁護士費用は原告の負担になる。「提訴する権利」を守りつつ、被告側の裁判コストをできるだけ軽減する仕組みである。

日本でもここ数年、米国ならスラップに該当すると思われる訴訟が相次いでいる。が、スラップの法理はまだ、裁判官や弁護士など実務家はもちろん、法律研究者の間でもほとんど知られていない。

山口県では、上関原発建設に反対する住民ら4人に、中国電

こうした日本の訴訟当事者を取材してみると、裁判の内容や被害の実態は米国のスラップにそっくりだった。経済的、肉体的負担に耐え切れなくなった被告が、意見表明を放棄する様子もうつり二つだ。

日本の裁判所の審理では、こうした訴訟が引き起こす被害は考慮されない。被害者救済のために、日本でも反スラップ法の制定が急務だと私は考える。米国のように、「提訴する権利」を守りつつ、被害を防止することは可能はずだ。

